

✿パーソナルコンピューターと周辺機器の分類例

- 一般的なパーソナルコンピューター（パソコン）は、関税率表及び輸出統計品目表（以下、関税率表等）における第 84.71 項の「自動データ処理機械」に該当します。
- パソコンとともに使用する周辺機器は、一部を除き第 84.71 項に含まれません。



第 84.71 項に含まれる主なもの

| HS コード | 代表的な物品名 | 備考 |
|----------|----------------------|-------------------|
| 8471. 30 | ノートパソコン、タブレットコンピューター | 重量が 10 キログラム以下のもの |
| 8471. 49 | デスクトップパソコン | 本体、キーボード、モニター式 |
| 8471. 60 | キーボード、マウス、トラックボール | 入力装置 |
| 8471. 70 | ハードディスク | 記憶装置 |

第 84.71 項に含まれない主な周辺機器

| HS コード | 代表的な物品名 | 備考 |
|----------|-----------------|-------------------------------------|
| 8443. 31 | デジタル複合機 | 印刷、複写、ファクシミリのうち複数の機能を有するもの |
| 8443. 32 | インクジェットプリンター | 印刷機能のみを有するもの |
| 8504. 40 | 電源アダプター | 整流機能を有するもの |
| 8517. 62 | モデム、無線 LAN ルーター | |
| 8523. 51 | USB メモリ | 関税率表等では「不揮発性半導体記憶装置」と規定 |
| 8525. 89 | ウェブカメラ | |
| 8528. 52 | 外部液晶モニター | パソコンに直接接続でき、かつ、それとともに使用するように設計されたもの |
| 8544. 42 | LAN ケーブル | 通信用接続子を取り付けてあるもの |

注記

本資料は、関税率表の規定や関税率表解説等に基づいて、分類の考え方や基本的な情報を整理したものです。

内容について、ご不明な点がございましたら最寄りの税関の関税鑑査官までお問い合わせいただきますようお願いします。